

国立大学法人  
琉球大学

殿

47 - 1 0111758 0000601  
001201 AB1A47R000601#

労働保険特別会計歳入徴収官  
沖縄労働局長



## 労災保険率決定通知書

貴事業場における令和 6 年度の労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第3項及び同法第12条の2の規定に基づき、下記のとおり決定されたので通知します。

### 記

#### 1. 建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業（継続事業）

① 労働保険番号					② 業種番号	③ メリット収支率	④ メリット増減率	⑤ 業務災害に係る率	⑥ 非業務災害率	⑦改定労災保険率 (メリット料率) (⑤+⑥)
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号						
47	1	01	009804	000	9425	% 13.00	% -35	1000分の 1.56	1000分の 0.60	1000分の 2.16

特例メリット制適用 **=左= 無**

#### 2. 建設の事業及び立木の伐採の事業（一括有期事業）

① 労働保険番号					② 業種番号	③ メリット収支率	④ メリット増減率	⑤ 業務災害に係る率	⑥ 非業務災害率	⑦ 改定労災保険率 (メリット料率)
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号	枝番号						
						%	%	(⑦-⑥)	1000分の 0.60	下表「*」 のとおり

事業の種類	増減率適用	-40	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5	±0	+5	+10	+15	+20	+25	+30	+35	+40
		31 水力発電施設、ずい道等新設事業		20.640	22.310	23.980	25.650	27.320	28.990	30.660	32.330	34	35.670	37.340	39.010	40.680	42.350	44.020
32 道路新設事業		6.840	7.360	7.880	8.400	8.920	9.440	9.960	10.480	11	11.520	12.040	12.560	13.080	13.600	14.120	14.640	15.160
33 舗装工事業		5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
34 鉄道又は軌道新設事業		5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
35 建築事業		5.940	6.385	6.830	7.275	7.720	8.165	8.610	9.055	9.5	9.945	10.390	10.835	11.280	11.725	12.170	12.615	13.060
38 既設建築物設備工事業		7.440	8.010	8.580	9.150	9.720	10.290	10.860	11.430	12	12.570	13.140	13.710	14.280	14.850	15.420	15.990	16.560
36 機械装置の組立て又は据付けの事業		3.840	4.110	4.380	4.650	4.920	5.190	5.460	5.730	6	6.270	6.540	6.810	7.080	7.350	7.620	7.890	8.160
37 その他の建設事業		9.240	9.960	10.680	11.400	12.120	12.840	13.560	14.280	15	15.720	16.440	17.160	17.880	18.600	19.320	20.040	20.760
02 又は 03 林業			34.010	36.580	39.150	41.720	44.290	46.860	49.430	52	54.570	57.140	59.710	62.280	64.850	67.420	69.990	

- (注) 1. 貴事業場の特例メリット制の適用は、「特例メリット制適用」欄の、「=」で消去されていない方が該当します。  
 2. 「適用」欄に「\*」印で表示された改定労災保険率が、貴事業場に係る労災保険率です。  
 3. 本表の改定労災保険率は、非業務災害率(1000分の0.6)を含みます。  
 4. 立木の伐採の事業は事業の種類「02又は03林業」に該当します。  
 5. 徴収法施行規則第20条に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表」及び同規則第20条の6に規定する「労災保険率から非業務災害率を減じた率の特例増減表」は裏面のとおりです。

・建設業・林業等の一括有期事業では工事等開始年度の労災保険率、工事等終了年度のメリット増減率を使用します。また、本通知書は令和6年度の労災保険料（概算・確定）の算定に使用しますので、令和7年度の年度更新まで大切に保管しておいてください。  
 ・令和6年度の年度更新（令和5年度の確定保険料の申告）では昨年送付した令和5年度通知書記載のメリット増減率（メリット制の適用がある場合のみ通知）により算定してください。

(参考1) 労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表

収 支 率	労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合	
	立木の伐採の事業以外の事業	立木の伐採の事業
10%以下のもの	40%減ずる。	35%減ずる。
10%を超え 20%までのもの	35%減ずる。	30%減ずる。
20%を超え 30%までのもの	30%減ずる。	25%減ずる。
30%を超え 40%までのもの	25%減ずる。	20%減ずる。
40%を超え 50%までのもの	20%減ずる。	15%減ずる。
50%を超え 60%までのもの	15%減ずる。	10%減ずる。
60%を超え 70%までのもの	10%減ずる。	
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる。	5%減ずる。
85%を超え 90%までのもの	5%増加する。	5%増加する。
90%を超え 100%までのもの	10%増加する。	10%増加する。
100%を超え 110%までのもの	15%増加する。	
110%を超え 120%までのもの	20%増加する。	15%増加する。
120%を超え 130%までのもの	25%増加する。	20%増加する。
130%を超え 140%までのもの	30%増加する。	25%増加する。
140%を超え 150%までのもの	35%増加する。	30%増加する。
150%を超えるもの	40%増加する。	35%増加する。

(参考2) 労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表

(建設の事業及び立木の伐採の事業で連続する3保険年度のうち、確定保険料額が1保険年度でも40万円以上100万円未満の場合)

収 支 率	労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合	
	建設の事業及び立木の伐採の事業	
10%以下のもの	30%減ずる。	
10%を超え 20%までのもの	25%減ずる。	
20%を超え 30%までのもの	20%減ずる。	
30%を超え 50%までのもの	15%減ずる。	
50%を超え 70%までのもの	10%減ずる。	
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる。	
85%を超え 90%までのもの	5%増加する。	
90%を超え 110%までのもの	10%増加する。	
110%を超え 130%までのもの	15%増加する。	
130%を超え 140%までのもの	20%増加する。	
140%を超え 150%までのもの	25%増加する。	
150%を超えるもの	30%増加する。	

(参考3) 労災保険率から非業務災害率を減じた率の特例増減表 (特例メリット制が適用となった場合)

収 支 率	労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合	
	建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業	
5%以下のもの	45%減ずる。	
5%を超え 10%までのもの	40%減ずる。	
10%を超え 20%までのもの	35%減ずる。	
20%を超え 30%までのもの	30%減ずる。	
30%を超え 40%までのもの	25%減ずる。	
40%を超え 50%までのもの	20%減ずる。	
50%を超え 60%までのもの	15%減ずる。	
60%を超え 70%までのもの	10%減ずる。	
70%を超え 75%までのもの	5%減ずる。	
85%を超え 90%までのもの	5%増加する。	
90%を超え 100%までのもの	10%増加する。	
100%を超え 110%までのもの	15%増加する。	
110%を超え 120%までのもの	20%増加する。	
120%を超え 130%までのもの	25%増加する。	
130%を超え 140%までのもの	30%増加する。	
140%を超え 150%までのもの	35%増加する。	
150%を超え 160%までのもの	40%増加する。	
160%を超えるもの	45%増加する。	